

# 令和4年度市税納付のご案内



## ステップ 1

### 納税通知書が届いたら、 納期限を確認

納税通知書は、次の月の中旬までに郵送します。

5月…固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

6月…市民税・県民税

7月…国民健康保険税

税目ごとに納期限が決められていますので、納税通知書の内容と納期限を確認してください（右表参照）。

軽自動車税（種別割）の納期限は、5月31日（火）です。

納期限	固定資産税 都市計画税	市民税 県民税	国民健康 保険税
5月 31日（火）	第1期	-	-
6月 30日（木）	-	第1期	-
8月 1日（月）	第2期	-	第1期
8月 31日（水）	-	第2期	第2期
9月 30日（金）	第3期	-	第3期
10月 31日（月）	-	第3期	第4期
11月 30日（水）	-	-	第5期
12月 26日（月）	第4期	-	第6期
令和5年			
1月 31日（火）	-	第4期	第7期
2月 28日（火）	-	-	第8期

併せて確認しましょう

#### 固定資産税・都市計画税 納税通知書の確認を

納税通知書や課税明細書に記載されている、所有者名、土地・家屋の利用状況などを確認してください。

記載内容の変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、税務課（市役所1階）にご連絡ください。

問い合わせ＝税務課資産税担当（☎内線 230～233）

#### 軽自動車税（種別割） 減免申請

身体などに障がいのある人のために使う軽自動車などの税は、障がいの程度により減免される場合があります。

申請期限＝5月31日（火）

申請場所＝税務課（市役所1階）、新里・黒保根支所市民生活課

申請に必要なもの＝車検証、障害者手帳、自立支援医療受給者証（精神通院）、運転免許証、納税通知書、マイナンバーカードか番号確認書類（個人番号通知カードと本人確認書類など）

問い合わせ＝税務課諸税担当（☎内線 224）

#### 自動車税納付を お忘れなく

自動車税（種別割・県税）の納期限は、5月31日（火）です。

納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で納付できます。

問い合わせ＝桐生行政県税事務所（☎ 53 - 2113）、群馬県自動車税事務所（☎ 027 - 263 - 4343）

## 納期限までに、市税を納付する

問い合わせ＝納税課納税管理担当（☎内線 235・236）

## 直接窓口などで納付

納付場所＝納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、金融機関、コンビニエンスストア  
 ※利用できる金融機関やコンビニエンスストアなどは、納税通知書に同封の納付書裏面に記載されています。

## ペイジーで納付

納付をパソコンや携帯電話、ATM（現金自動預け払い機）から行えるサービスです。  
 ご利用には、下記の市指定金融機関で申し込みの手続きが必要です。ただし、ATMでの納付は、その手続きも必要ありません。

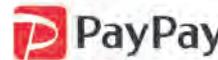
市指定金融機関	パソコン または 携帯電話	ATM (ペイジー 対応型)
足利銀行、群馬銀行、東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、横浜銀行、ゆうちょ銀行	○	○
桐生信用金庫、しのめ信用金庫、中央労働金庫、新田みどり農業協同組合	○	-

## 口座振替で納付

納期ごとに各種窓口へ出向く手間がなくなり、納め忘れがありません。  
**申し込み**＝市内の金融機関、納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館へ。  
**申し込みに必要なもの**＝口座番号の分かるもの（預貯金通帳やキャッシュカードなど）、届出印

## スマートフォンアプリで納付

納付書に印字されたバーコードを専用アプリで読み取ることで、納付できます。  
**対応アプリ**＝モバイルレジ（クレジットカード、ネットバンキング）、PayPay、LINE Pay、d払い、au PAY、J - Coin Pay



## Q. 納期限までに、納付できない場合は？

新型コロナウイルス感染症による経済的影響など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、申請することで、分割して納付できる制度があります。早めにご相談ください。

市税を滞納してしまうと、財産の差し押さえを受けることがあります。差し押さえに至らなくても、納期限の翌日から延滞金の計算が始まりますので、ご注意ください。

とくに5月は滞納整理強化月間として、令和3年度課税分の市税滞納者に対する催告や差し押さえの強化を図ります。納付していない人は、早急に納付してください。

問い合わせ＝納税課納税担当（☎内線 237～240）

こんにちは  
市長です



入山時は、火の取り扱い  
にご注意ください

春先は、林野火災が多く発生する季節です。

本市でも、令和3年2月に発生した黒保根町の林野火災は、たき火の火の粉が強風にあおられて約13ヘクタール（東京ドーム約3個分）を焼損し、鎮火までに4日間を要しました。

林野火災は、人の不注意によって発生することがほとんどです。5月になると暖かい日が多くなり、ハイキングなどで山に入る人が増えると思いますが、その際は次のことを心がけてください。

①火気の取り扱いに注意し、落葉などの可燃物がある場所では火の使用を控える。

②喫煙する場合は、吸い殻を専用ケースに入れて持ち帰る。

市民の皆様には、本市のかけがえのない財産である山林を火災から守るため、改めて火の取り扱いに十分注意をお願いします。

桐生市長 荒木 恵司